

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和 8 年 9 月 28 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部長 富沢 純一

1 調達内容

(1) 調達件名

港区南青山三丁目 268 番 2 地区における低濃度 PCB 廃棄物収集運搬及び処分業務

(2) 調達内容詳細

仕様書による。なお、仕様書は見積参加希望者に対し直接交付を行う。交付場所は 4 (6) のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和 10 年 3 月 31 日 (金) まで

(4) 履行又は納入場所

仕様書による。

(5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、見積書は本公示に記載の書式を使用すること。

2 参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2) 当機構東日本地区における令和 7・8 年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「役務提供」の認定を受けていること。

※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。

(3) 公示日から見積合せ日までの期間に、機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書（機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約合理化のための取り組み→オープンカウンター方式 (<https://www.ur-net.go.jp/order/aratanatorikumi.html>) 参照）等を承諾していること。

(6) 平成 28 年度以降に、当該業務内容と同等の業務を完了した実績を有する者であること。（様式 1 に業務完了実績を記入の上、提出すること。なお「収集運搬及び処分」が一体の業務としての完了実績である場合は、当該完了実績を記載することとし、「収集運搬」と「処分」がそれぞれ別個の完了実績である場合は、様式を複写の上、それぞれの実績を記載すること。）

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 4 の 4

の第1項に基づき微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有廃棄物の無害化処理に係る環境大臣の認定を受けている者であること。また、これを証明できる書類（認定書等の写し等）を提出すること。

- (8) 特別管理産業廃棄物収集運搬業について都道府県知事等の許可を受けている者で、当該業務対象廃棄物の収集運搬が可能な者であること。また、これを証明できる書類（許可書等の写し等）を提出すること。
- (9) 上記(6)(7)(8)に係る書類については、仕様書等の交付の際（4（6）参照）に持参のうえ提出すること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒103-0028

東京都中央区八重洲1-3-7

八重洲ファーストフィナンシャルビル18階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 都心業務部事業推進第1課

電話 03-5200-8605

- (2) 見積書の提出期限及び提出方法

- ① 提出期限 令和8年10月9日（金）16:00

- ② 提出方法

持参又は同日同時刻必着の書留郵便による郵送とする。なお、郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きすること。提出場所は上記（1）と同じ。

- (3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

- (1) 契約保証金 免除

- (2) 契約書作成の要否 要

- (3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

- (4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

- (5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3（2）により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出より前に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

- (6) 仕様書、PCB 検査結果の手渡しによる交付及び現地確認

本業務の仕様書及び本業務の対象となる低濃度 PCB 廃棄物に係る PCB 検査結果について、以下の連絡先に事前連絡の上、以下期間内に当機構から手渡しで交付を受けること。

また、本業務の対象となる低濃度 PCB 廃棄物の保管状況等を確認するため現地確認の機会を設けるので、現地確認を希望する場合は同期間中のうち現地確認を希望する日時について以下連絡先に連絡の上、日程調整を行うこと。

【連絡先】

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部事業推進第2課担当：福田 電話 03-6880-9553

【仕様書及びPCB検査結果の交付期間、現地確認の対応期間】

令和8年9月28日（月）から令和8年10月8日（木）まで

上記期間中の、土・日・祝日を除く午前10時～12時、13時～16時まで

【仕様書及びPCB検査結果の交付場所】

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 都心業務部

東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル18階

【現地確認場所（低濃度PCB廃棄物保管場所）】

東京都港区南青山三丁目268番2地区

(7) 再委託の禁止

「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」(環境省:平成16年3月(平成23年8月改訂))第2章2.1(4)に定める「保管事業者は、(中略)、収集運搬業者又は処分業者と書面により委託契約しなければならない」に基づき、本業務による収集運搬及び処分は機構と契約を締結した受託者自らが行うこととし、再委託は不可とする。

(8) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部事業推進第2課担当：福田 電話 03-6880-9553

以 上

様式 1

・平成28年度以降に完了した業務実績

会社名)

業務名	
履行期間	
履行場所	
発注者	官公庁・法人・個人（いずれかに○）
業務の概要	

見 積 書

金 _____ 円也（税抜：総額）

ただし、港区南青山三丁目268番2地区における低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処分業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所

会社名

代表者

印 ※1

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部長 富沢 純一 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

表	裏
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 都心業務部長 富沢 純一 殿 (件名「港区南青山二丁目268番2地区における低濃度PCB 廃棄物収集運搬及び処分業務」見積書) ※ (押印省略)	封 住所・会社名 担当者氏名・連絡先 ※登録番号

※ 機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を記載すること。

なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

※ 押印を省略する場合は、封筒に「（押印省略）」と記載すること。

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 港区南青山三丁目268番2地区における低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処分業務
- 2 履 行 場 所 別添仕様書のとおり
- 3 履 行 期 間 契約日の翌日から令和 年 月 日まで
- 4 業 務 委 託 料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 支払条件 完成払

上記の業務について、委託者と受託者は、次の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する(ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。)。

年 月 日

委託者 住 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
氏 名 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 松村 秀弦

受託者 住 所
氏 名

受託者の事業範囲

【収集運搬業】

収集運搬業許可番号
(許可都道府県政令市名)

(積み込み場所)

(荷下ろし場所)

()

()

許可品目：(積み込み場所・荷下ろし場所に共通の許可品目のみチェックする)

☐ 燃え殻	☐ 汚 泥	☐ 廃 油	☐ 廃 酸	☐ 廃アルカリ	☐ 廃プラスチック類	☐ ゴムくず
☐ 金属くず	☐ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			☐ 鋳 さい	☐ がれき類	☐ ばいじん
☐ 紙くず	☐ 木くず	☐ 繊維くず	☐ 動植物性残さ	☐ 動物のふん尿		☐ 動物の死体
☐ その他 ()		☐ 石綿含有産業廃棄物を含む ☐ 水銀使用製品産業廃棄物を含む ☐ 水銀含有ばいじん等を含む				
☐ 特別管理産業廃棄物 ()						

【処分業】

処分業許可番号 : 業の区分 :
(許可都道府県政令市名) ()

処分の方法及び許可品目 :

(総則)

第1条 受託者は委託者の事業場から排出される低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「低濃度PCB廃棄物」という。）の収集運搬及び処分について、この契約書及び別添仕様書の定めるところにより業務を処理するものとする。

(善良な管理者の注意義務)

第2条 受託者は、委託者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって、業務を処理しなければならない。

(法令の遵守)

第3条 委託者及び受託者は、廃棄物の収集運搬及び処分業務を遂行するに当たって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。関連する政令及び省令を含む。）、その他関係法令、各種ガイドラインを遵守しなければならない。

(受託者の事業範囲及び許可証の添付)

第4条 受託者の事業範囲は前記のとおりであり、受託者の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを本書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は、速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

(廃棄物の排出事業場、種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供)

第5条 委託者が、受託者に収集運搬及び処分業務を委託する廃棄物の排出事業場、種類、予定数量及び合計予定金額は、別表1のとおりとする。委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を別表1の廃棄物の種類欄に併せて記入する。

2 委託者は、委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報を受託者に提供する。

3 委託者は、前項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表2に記載の方法により受託者に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、委託者と受託者とであらかじめ協議の上で定めることとする。

(保管)

第6条 受託者は、委託者から委託された廃棄物の保管を行う場合は、法令等に定める保管基準を遵守し、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行う。

(マニフェスト)

第7条 委託者は、低濃度PCB廃棄物搬出の都度、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）に必要事項を記入し、受託者に交付する。

2 受託者はこの契約による廃棄物の収集運搬及び処分において、委託者に送付すべきマニフェストを受領した際は、この契約の履行期間にかかわらず、速やかに委託者に送付する。

(最終処分に係る情報)

第8条 当該廃棄物に係る最終処分場所の所在地(住所、地名、施設の名称など)、最終処分方法及び施設の処理能力は、別表1の最終処分に関する情報欄のとおりとする。

2 委託者は、受託者と最終処分業者等との間で交わしている処理委託契約書、マニフェスト(又は受領書等)及び許可証の写し等により、本条第1項に係る事項の確認を行うこととする。

(保存)

第9条 委託者及び受託者は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

(委託者の義務と責任)

第10条 委託者は、受託者から要求があった場合は、第5条各項によるもののみならず、収集運搬及び処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状(形状、成分、有害物質の有無及び臭気)、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を速やかに受託者に通知しなければならない。

2 委託者は、委託する廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより受託者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、受託者は、委託物の引き取りを拒むことができる。受託者の業務に支障を生じた場合、委託者は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

(受託者の義務と責任)

第11条 受託者は、委託者から委託された廃棄物を、その積込み作業の開始から受託者の事業場における処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。

2 受託者はやむを得ない事由があるときは、委託者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、受託者は委託者にその事由を説明し、かつ委託者における影響が最小限となるようにしなければならない。

(業務の調査等)

第12条 委託者は、この契約に係る受託者の廃棄物の処理が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、受託者に対して、当該処理の状況に係る報告を求めることができる。

2 委託者は、受託者に対し、予告無く処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受託者はその状況について適切な説明をしなければならない。

(再委託の禁止)

第13条 受託者は、委託者から委託された廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第14条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(仕様書等の変更)

第15条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知し、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更することができ、それにより必要な費用を委託者が負担しなければならない。

2 前項の履行期間又は業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(業務の中止)

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(損害の負担)

第17条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は受託者が負担するものとする。ただし、委託者の責めに帰する理由による場合の損害については、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(検査)

第18条 受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を業務終了報告書の提出をもって通知しなければならない。ただし、業務終了報告書は、委託者へのマニフェストのD（処分終了）票の提出をもって代えることができる。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 受託者は、業務が前項の検査に合格しないときは、遅滞なく業務をやり直して委託者の検査を受けなければならない。この場合、検査については、前各項の規

定を準用する。

（業務委託料の支払い）

第19条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって業務委託料の支払いを請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者に支払わなければならない。

（委託者の任意解除権）

第20条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第22条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、委託者と受託者とが協議して定める。

（委託者の催告による解除権）

第21条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- 一 第14条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 四 前各号のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第22条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第14条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 受託者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- 六 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 七 第24条又は第25条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 八 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 九 第28条の２第１項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条 第21条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第24条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第25条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第15条の規定により業務内容を変更し、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 第16条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第26条 第24条又は前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第27条 第20条から第26条の定めにより、この契約が解除される場合であって、この契約に基づいて引渡しを受けた廃棄物について、処理が未だに完了していないものがあるときは、委託者及び受託者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受託者の義務違反により委託者が解除した場合

イ 受託者は、この契約が解除された後も、未処理の産業廃棄物に対する処理責任を免れないことを認識し、当該廃棄物に対する処理業務を自ら実行するか、又は委託者の承諾を得た上で、同一事業区分の許可を有する別の者に受託者の費用負担をもって行わせなければならない。

ロ 受託者が別の者に業務を委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受託者がないときは、受託者はその旨をあらかじめ委託者に通知し、資金がないことを明確にしなければならない。

ハ ロによる通知を受けた場合、委託者は、受託者から業務を受託した者に対し、差し当たり委託者の費用負担をもって、受託者のもとにある未処理の廃棄物の処理を行わせるものとする。委託者は、当該廃棄物の処理完了後、受託者に対し、委託者が負担した費用を請求し、又はこの契約に基づく委託者の債務の相当額との相殺を求めることができる。

(2) 委託者の義務違反により受託者が契約を解除する場合

受託者は、委託者に対し、委託者の義務違反に起因する損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未処理の廃棄物を委託者の費用負担をもって引き取ることを要求し、又は受託者の費用負担により委託者の事業場に運搬した上で、委託者に対し、当該運搬に要した費用の支払を請求することができる。

(委託者の損害賠償請求等)

第28条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 第21条又は第22条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があ

った場合には、変更後の業務委託料をいう。次条において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第21条又は第22条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第28条の2 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に

対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

(受託者の損害賠償請求等)

第29条 委託者の責めに帰すべき理由により、第19条による業務委託料の支払いが遅れた場合には、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第30条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数に応じ年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第31条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第32条 この契約及びこの契約に関連して委託者と受託者との間において締結された契約、覚書等に関して、委託者と受託者との間に紛争を生じたときは、頭書の委託者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(適用法令)

第33条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(補則)

第34条 この契約においては、民法（明治29年法律第89号）第649条、第650条及び第651条の規定は適用しないものとする。

(契約外の事項)

第35条 この契約について定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別表 1（第 5 条、第 8 条関係）

排出事業場番号	排出事業場名称				排出事業場所在地及び連絡先				排出する廃棄物の種類
1									
2									
3									
排出事業場番号	廃棄物の種類（廃棄物データシート番号）	契約単価（円）		予定数量 （日・週・月・年）	受託者の施設			最終処分 右欄の 番号	最終処分に 関する情報
		収集運搬	処分		処分方法	処理能力又は埋立容量	施 設 の 所 在 地		
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					① 安定型埋立（許可品目） 所在地 （住所、施設名等） 方 法 （許可番号） 処理能力 （許可期限）
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					②管理型埋立（許可品目） 所在地 （住所、施設名等） 方 法 （許可番号） 処理能力 （許可期限）
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					③（ ） 所在地 （住所、施設名等） 方 法 （許可番号） 処理能力 （許可期限）
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					
	()	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)	(kg・l・m ³ ・t)					
収集運搬・処分別の 予定金額		円	円						
契約期間中の 合計予定金額		円		履行期間は頭書のとおり					
備考 委託する廃棄物が、石綿含産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等である場合、その旨を該当する廃棄物の種類欄に記入する。 なお、石綿含有産業廃棄物に該当するものは破砕することができない。									

別表 2 (第 5 条関係)

廃棄物情報に変更があった場合の情報文書〈廃棄物データシート及び分析証明書〉の伝達方法	
委託者の担当者所属 氏名及び連絡先	
受託者の担当者所属 氏名	
文書の伝達方法及び 伝達先 (該当欄にチェック)	☐ F A X (-)
	☐ e-mail (@)
	☐ 郵送 (〒 -)
緊急時の連絡先	- - (代表・直通) (内線)
営業時間	: ~ :
休業日	

記入上の注意事項

1 受託者の事業範囲

- (1) 許可番号欄の()内には、当該許可を受けている都道府県政令市の名称を記入する。
- (2) 積み込み場所又は荷下ろし場所が複数の都道府県政令市にまたがる場合は、事業範囲の記入欄を必要数追加する。
- (3) 許可品目のうち、特別管理産業廃棄物は、種類のみ記入する。
- (4) 処分方法及び許可品目は、破碎、焼却等と許可品目を記載する。

2 別表 1

- (1) 廃棄物の種類ごとに廃棄物データシートを作成する場合は、該当するデータシート番号を別表 1 の廃棄物の種類欄の（ ）内に記入する。
- (2) 委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合、該当する廃棄物の種類欄に、その旨を記入する。
- (3) 産業廃棄物の種類ごとに契約単価が異なる場合は、かっこ括りで記入してもよい。
- (4) 契約単価欄は、該当する単位に○印を付ける。なお、1 回あたりの契約単価の場合は、「××円／回（18リットルポリタンク）」のように記入してもよい。
- (5) 予定数量欄は、該当する単位に○印を付ける。また、予定数量は、「××～△△」のように記入しても良い。
- (6) 受託者の事業の範囲については、この契約に係る事項のみ記入する。産業廃棄物の種類ごとの処分方法、処理能力等を記入する。処理能力には、必ず単位を明記すること。また、最終処分欄は、施設所在地、最終処分方法及び処理能力（埋立面積、埋立容量等）を記入する。